

中野区介護保険条例(平成18年中野区条例第45号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則(平成18年3月24日条例第45号) (施行期日)</p>	<p>附 則(平成18年3月24日条例第45号) (施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>第2条 改正後の第15条、第17条及び別表の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 (平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料額の特例)</p>	<p>第2条 改正後の第15条、第17条及び別表の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 (平成18年度及び平成19年度における保険料額の特例)</p>
<p>第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料額は、改正後の別表(以下単に「別表」という。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) (略)</p>	<p>第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料額は、改正後の別表(以下単に「別表」という。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令(以下「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料額は、別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>	
<p>(1) <u>別表4の項に該当する者であって、全世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、別表1の項に該当するもの 40,300円</u></p>	

(2) 別表 4 の項に該当する者であって、全世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、別表 2 の項に該当するもの 41,700 円

(3) 別表 4 の項に該当する者であって、全世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、別表 3 の項に該当するもの 44,200 円

(4) 別表 5 の項に該当する者であって、全世帯員(新平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 5 号に該当する者(以下「第 5 号該当者」という。)に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、別表 1 の項に該当するもの 48,600 円

(5) 別表 5 の項に該当する者であって、全世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、別表 2 の項に該当するもの 50,000 円

(6) 別表 5 の項に該当する者であって、全世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、別表 3 の項に該当するもの 52,400 円

(7) 別表 5 の項に該当する者であって、全世帯員(第 5 号該当者に限る。)が平成 20 年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、別表 4 の項に該当するもの 56,300 円

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- ※ 1 平成 19 年度の保険料率 (額) とする。
- 2 対象者数 (見込み)
平成 20 年度 4, 991 人
- 3 減額分保険料額
33, 308 千円